

社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金

▼ 交付申請 ▼ 実績報告 ▼ 受付期間 ▼ よくあるご質問 ▼ 要綱等 ▼ お問い合わせ

ご案内

○本事業を活用して整備した機器の発災時の円滑な利用に向け、平時から防災訓練の機会等を通じて機器の保管場所や適切な使用方法等を施設内で確認・共有いただくようお願いいたします。

本事業について

東京都は、昨年度に引き続き、社会福祉施設等が災害発生に伴う停電時等に、当面の間のサービス維持や利用者及び施設職員の安否確認が可能となるような、小規模の施設等でも利用しやすい小型の非常用電源等の整備に対して独自の補助を実施します。

なお、**本事業は今年度（令和8年度）をもって終了する予定**です。非常用電源等の整備をご検討中の施設等におかれましては、この機会にぜひご活用ください。

補助対象施設等（申請は過年度も含めて 1 施設 1 回に限る）

本事業の補助対象となる施設等は、各分野の交付要綱に定める施設等のうち、都知事又は都内区市町村長の指定等を受けた社会福祉施設等です。

対象となる施設等は、入所系、通所系、訪問系、相談系等のサービスを実施する施設等です。

なお、補助事業の完了時まで、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定していることが必要です。

※BCPについては「よくあるご質問」をご確認ください。

【申請にあたっての注意点】

1 申請は 1 施設につき 1 回限りです

本事業の申請は、**過年度も含めて、1 施設につき 1 回限り**です。

過去に本事業の補助金の交付を受けた施設等は、再度申請することはできません。

2 補助対象機器は 1 つのみ申請できます

補助対象機器は、（１）非常用電源設備から（８）車両接続型電源＋外部電源接続切替盤までのうち、いずれか 1 つを選んで申請してください。

1 施設で複数の補助対象機器を申請することはできません。

3 一部の施設等では、申請できない機器があります

東京都が実施する別事業「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」の対象となる一部の施設等は、本事業の補助対象機器のうち、次の機器を申請することはできません。

（２）外部給電器

（４）可搬型蓄電池

（５）車両接続型電源

該当する施設等で、上記の機器の整備を希望する場合は、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」での申請をご検討ください。

【（２）（４）（５）を申請できない施設等】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/keizokusien>

４「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」加算メニューⅤとの重複はできません

「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」の「加算メニューⅤ」の補助を受けた施設等は、本事業の対象外となります。

また、今年度に本事業の補助対象機器のうち（１）、（３）、（６）、（７）及び（８）の補助を受けた施設等は、**「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」の「加算メニューⅤ」の対象外となります。**

なお、本事業の補助対象機器のうち（１）～（８）のいずれかで過年度に本事業の補助を受けた施設等は、**「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」の「加算メニューⅤ」の対象外となります。**

補助対象機器・経費等

この補助金の対象となる機器・経費等は、以下のとおりとなります。

※補助対象機器の詳細は、各分野の[交付要綱](#)をご確認ください。

※補助対象機器のうち、１つを選んで申請してください。（複数の補助対象機器に申請することはできません。）

補助対象機器	補助基準額	補助対象経費（消費税及び地方消費税除く）	補助率
（１）非常用電源設備 （総事業費５，０００千円未満のものに限る）	５，０００千円	本体の購入費用・設置に係る工事費	４分の３
（２）外部給電器	８００千円	本体の購入費用	
（３）Ｖ２Ｈ	１，３００千円	本体の購入費用・設置に係る工事費	
（４）可搬型蓄電池	４００千円	本体の購入費用	
（５）車両接続型電源	２５０千円	本体の購入費用	
（６）外部電源接続切替盤	５００千円	本体の購入費用・設置に係る工事費	
（７）外部給電器＋外部電源接続切替盤	１，３００千円	本体の購入費用・設置に係る工事費	
（８）車両接続型電源＋外部電源接続切替盤	７５０千円	本体の購入費用・設置に係る工事費	

よくあるご質問（随時更新予定）

[社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金に関するQ & A（PDF）](#)

要綱等

[社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業実施要綱（PDF）](#)

[社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金交付要綱（高齢分野）（PDF）](#)

[社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金交付要綱（障害分野）（PDF）](#)

[社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金交付要綱（子供・子育て支援分野）（PDF）](#)

[社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金交付要綱（生活福祉分野）（PDF）](#)

[チラシ（PDF）はこちら](#)

受付期間（予定）

第1回交付申請期間：令和8年5月1日（金）～令和8年6月19日（金）（**必着**）

第2回交付申請期間：時期決定後、本ホームページ等でご案内します

第1回実績報告期間：令和8年8月17日（月）～令和8年10月16日（金）（**必着**）

第2回実績報告期間：時期決定後、本ホームページ等でご案内します

※申請状況や審査状況によって期間が前後する可能性があります。詳細は事務局からのご案内をお待ちください。

申請の流れ

○「データ送信＋書類郵送」による申請と「j Grants」による申請（オンラインで完結）の2通りの方法で申請を受け付けています。

※「データ送信＋書類郵送」による申請の場合は「郵送申請用」様式、「j Grants」による申請の場合は「j Grants申請用」様式を使用してください。

※交付申請で「データ送信＋書類郵送」によるお手続きが必要となります。同様に、交付申請で「j Grants」による申請をご選択された場合

は、実績報告も「j Grants」によるお手続きが必要となります。

○申請にあたっては「[よくあるご質問](#)」を必ずご確認ください。

○ご不明な点がある場合には、事務局まで[お問い合わせ](#)ください。

【交付申請の流れ：「データ送信+書類郵送」による申請の場合】

1 以下の「郵送申請用」様式をダウンロードしてください。

- ・ [【郵送申請用】申請様式集令和8年度社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業（Excelファイル）](#)

2 交付申請書類に入力をしてください。

「基本情報シート（交付申請用）」の色付きのセルに必要事項を入力してください。
（それ以外のところには手を加えないでください。）

3 交付申請フォームを開いてください。

交付申請フォーム「<https://9a636f84.form.kintoneapp.com/public/eps-support-r8>（外部サイト）」

4 交付申請フォームに各必要事項を入力したうえ、交付申請書類ファイルを添付し、データを送信してください。

※申請に使用した交付申請書類ファイルは実績報告でも使用します。必ず申請時のデータを保存したうえで保管をお願いします。

※データ送信後、申請時に指定したメールアドレスにデータ受領確認の自動返信メールが届きます。（自動返信メールが届かない場

合は、事務局にお問い合わせください。)

5 データ送信完了後、交付申請書類を印刷のうえ、事務局宛にご郵送ください。

【郵送書類】

○基本情報シート（交付申請用）

○第1号様式(交付申請)

○第1号様式（1）：所要額調書・積算内訳書・BCP策定状況

○第1号様式（2）：誓約書

○参考様式：歳入歳出予算書

○ご申請者（運営事業者）様の印鑑証明書（原本）

※申請や受領に関する権限を委任する場合は委任状のご提出が必要です。詳しくは「[よくあるご質問](#)」をご確認ください。

※ご提出された交付申請書類の内容について、事務局から確認のご連絡をすることがございます。

【郵送先】

〒371-0013 群馬県前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル2 F
東京都社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業事務局 宛

※郵送にあたっては以下の点にご留意ください。

- ・簡易書留など郵送物の追跡ができる方法を推奨します。
- ・封筒の外面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

6 交付決定後、事務局から交付決定通知をお送りするとともに、別途メールで実績報告のご案内をお送りしますので、お待ちください。

※交付決定後に補助対象機器の変更を行う場合は、変更交付申請が必要となりますので、事務局までご連絡ください。

※交付決定後に購入を取りやめた場合はお手続きが必要となりますので、事務局までご連絡ください。

交付申請フォーム(5/1～6/19)

【交付申請の流れ： j Grantsによる申請の場合】

- 1 j Grantsを利用するには『GビズID』でアカウント（GビズIDプライム）を取得する必要があるため、事前にアカウントを取得してからご申請ください。

【GビズID】国(デジタル庁) 公式ウェブサイト

<https://gbiz-id.go.jp/> (外部サイト)

※取得方法については、画面上部の「手続きガイド」>「ご利用ガイド」>【法人/個人事業主向け】「GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編」を確認してください。

※GビズIDの取得方法等に関するお問い合わせは、デジタル庁の「GビズID ヘルプデスク([0570-023-797](tel:0570-023-797))」へお問い合わせください。

【 j Grants】国(デジタル庁) 公式ウェブサイト

<https://www.jgrants-portal.go.jp/> (外部サイト)

- 2 『GビズID』取得後、 j Grants公式ウェブサイト内の本事業補助金ページからご申請ください。

補助金名：社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDY6vMAH>（外部サイト）

※対象事業を選択して【jGrants申請用】申請様式集（令和8年度社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業）.xlsxをダウンロードしてください。

※【jGrants申請用】申請様式集はこちらからも[ダウンロード](#)できます。

※交付申請書類の入力方法は、「データ送信+書類郵送」による申請の場合と同じです。

3

申請が完了すると、メールが送付されます。

※申請内容に不備があると、事務局から差戻しがある場合があります。事務局のコメントがある場合は確認し、修正後に再申請を行ってください。

4

j Grantsマイページから対象事業を選択すると、申請状況の確認ができます。

※交付決定後に補助対象機器の変更を行う場合は、変更交付申請が必要となりますので、事務局までご連絡ください。

※交付決定後に購入を取りやめた場合はお手続きが必要となりますので、事務局までご連絡ください。

実績報告の流れ

実績報告開始にあわせて後日更新します。

お知らせ

○令和8年度事業について

- ・ 5月1日 第1回交付申請の受付を開始しました。

○令和7年度事業について

- ・ 受付は終了しました

○令和6年度事業について

- ・ 令和6年度事業では、交付要綱の別記補助条件として「消費税仕入控除税額の報告」を求めていましたが、本事業においては消費税及び地方消費税を補助の対象外としていることから、**消費税仕入控除税額の報告は不要**とします。

お問い合わせ

まずは「[よくあるご質問](#)」をご確認ください。

お問い合わせフォームはこちら

東京都社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業コールセンター

TEL : [0120-983-484](tel:0120-983-484)

受付時間：9:00-18:00

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で規定する休日及び年末年始は除く。）